

会議録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	市民協働推進課
会議名 (審議会等名)	平成29年度 第3回 嬉野市男女共同参画審議会		
開催日時	平成29年9月28日(木) 14:00~16:40		
開催場所	嬉野市文化センター 研修室1		
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 · 不可 · 一部不可	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合はその理由			
出席者	委員	南委員、水山委員、嬉野委員、渕野委員、辻田委員、諸岡委員、森委員、小野委員、中島委員、楠田委員、波田委員、江口委員、	
	事務局	市民協働推進課長、同課副課長、同課主任	
	その他		
会議の議題	1. 開会 2. 市長あいさつ 3. 協議事項 (1) 平成28年度 各課の男女共同参画行動計画取組状況について (2) 次期行動計画 第1章(案)について (3) 次期行動計画 第2章(案)について (4) 次期行動計画 第3章(案)について (ワークショップ) 4. その他 (1) 次期行動計画策定スケジュールについて 5. 閉会		
配布資料	・資料1 第3章 計画の内容 基本目標I(案) ・資料2 第3章 計画の内容 基本目標II(案) ・資料3 第3章 計画の内容 基本目標III(案) ・資料4 女性活躍推進法に基づく推進計画の策定について (平成29年3月7日付、内閣府男女共同参画局推進課事務連絡) ・資料5 嬉野市男女共同参画行動計画(第3次)策定スケジュール(案) ・リーフレット「ひとりひとりが幸せな社会のために」		
審議等の内容	別紙のとおり		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	市民協働推進課
議題	3. 協議事項 (1) 平成28年度 各課の男女共同参画行動計画取組状況について		
内容	事前に配布していた平成28年度 各課の行動計画取組状況について、前回に引き続き事務局から説明し、検証・評価を行った。 (検証・評価内容) <ul style="list-style-type: none">・基本目標III「DVを予防し、男女双方の人権尊重に積極的に対応した健康・福祉政策による家庭と地域社会づくり」・基本目標IV「市民と行政の協働による推進体制づくり」		
審議経過	会長	まず事務局から説明をお願いします。	
	事務局	【基本目標III. DVを予防し、男女双方の人権尊重に積極的に対応した健康・福祉政策による家庭と地域社会づくり】 P14～P22 説明	
	会長	事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見等ありますか。 未実施と実施しているものとある。身体に関することは、すごく嬉野市はお世話していただいていると常日頃感じる。	
	委員	未実施というのは、担当課と事務局の受け取り方が違うような気がする。未実施になっているが、実施されていると事務局はとらえているみたいですが、担当課と何で温度差があるのか。	
	事務局	例えば、「思春期保健福祉体験学習事業」では、担当課は未実施と書いているが、実際は保健師が中学校に行って講話をしている。「リプロダクティブ・ヘルス／ライフの啓蒙」についても課の具体的な事業にあるような研修会や広報紙を通しての啓発は行わなかつたので未実施になっていますが、母子手帳交付時や各種検診時に妊娠、出産の重要性を深めてもらうための啓発は行っている。今後、新しく行動計画を策定していく際に、研修会や広報紙での啓発に限定せず、具体的な事業の概要を見直す必要があると感じている。	
	委員	20代～30代の男女、特に女性は自分が何歳ぐらいの時に子供を産むか全然考えていない人が多いと思う。気づいたら歳をとってしまって、もう産めない体になって後で悩まれるという話をよく聞く。講演会の中で、今からは女性は社会に出てしっかり仕事をして、ちょっと落ち着いたら結婚をして子供を産もうと思っていたけど、ハッピと気づいた時には自分の体が追い付いてなくて、それで悩んでいる子が先進国が多いという話があった。それを考えたら中学校3年生ばかりではなく20代、30代、またその親御さんには啓蒙をしてもらいたいと思う。せっかく広報紙があるので社会に啓発してもら	

	いたいと思うし、特に女性がたくさんいる職場には実施してもらいたいと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。
会長	性教育がはやっていた時代があったが、いつの間にか消えていった。
委員	消えてしまっているのであれば、この未実施の部分を少しでも何とかしていきたい。
委員	この話は大変な問題で国家的な問題である。出生率が低下していることを考えると根本的に取り上げないといけないものであり、政府がやらないといけないことである。
委員	昨日のテレビのニュースで言っていましたが、子供を産むのをあきらめた人が日本は60%らしいです。何であきらめたかというと、「年齢的にもう産めない」、「産んだ後の子供の育児、教育問題」、「自分の再就職問題」、子育てに専念している人であれば、「夫の給料が上がらないと専業主婦はできない」などの意見が多かった。日本全体をとらえないと話にならない。
審議経過	会長 全体の大きなテーマにつながってくるので、体系のなかで体制の流れが作れればいいですが、ブツン、ブツンと切れたまではやっている、これはやっていないとなってしまう。その辺のつながりを行政の中での考え方として施策の中に入れていった方がいいと思います。
	副会長 非常に指摘すべき点だと思う。一つの同じ取組に対し、3課が未実施と上がっていますけど、ここを一つの手法としてパンフレット等を作るのは1つの課だけでなく、3課の名前を並べて作っていいと思う。例えば、成人式の時に新成人に配布するとか、そういう手法を講じてみたらどうだろうか。そうすると、実施時期「C」が「B」や「A」になっていく気がします。実効性を見据えながら、行政として担当の縦割りで全部を行うのではなく、横の連携をとって名前を連名で入れる形でいいと思う。みなさん、どう思われますか。
	委員 成人式で配布することはとてもいいと思う。うれしの男女ネットワークでは、ここ10年近く成人式に男女共同参画に関するアンケート調査を100人対象に行っている。「結婚しますか。」という質問に、まだわからないと回答する人もいる。質問項目の中に、女性として子供が産める適正な出産年齢を知っていますかという質問項目を付け加えていいのかなと今、ふつと思った。成人式にパンフレットを配布することは一つの手法としていいアイデアだと思いました。
	事務局 パンフレット等を作成して成人式に配布するというのはいい意見だと思います。3課で今後話をしてパンフレットを作成するか、どういう形になるかわかりませんが、いろんな啓発をしていきたいと前向きな方向で考えていただきたいと思います。

審議経過	副会長	1つの情報提供ですが、今、中学校では保健センターや保育園等に出向き子どもたちと体験学習をしていると思いますが、唐津市の子育て支援情報センターで取り組まれているのは、学校に子どもたちを連れて行って学校側が全面的に受け入れている取り組みがあるようです。授業の一環という形で保健の時間などに理解をさせていくと先生方としてもありがたいんじゃないかという気がしますので、調べていただいて参考になれば取り組んでいただければと思います。
	事務局	ありがとうございます。
	会長	ひとり親家庭の支援体制の充実のところで、実施時期が「A」について当然だと思いますが、7年ほど前にDVによるシングルマザー支援についてグループに分かれて研修を行った。その中には、アフターケア、トラウマケアが必要なような方が参加されましたが、様々な形でシングルマザーになった方の問題は非常に大きくなっている。まだまだ支援が必要だが、もう少し現在の状況に沿って内容を見直す必要があると思う。ある町では250人のシングルマザーの子供たちが小学校にいる。これは大変な問題であるが、ほとんど新たな手立てがない。当事者がシングルマザーだということを明らかにしたくないと伏せている。シングルマザーが増えてきていることに対しての視点を持っていることが非常に重要になってくると思う。もっと考えた方がよい措置もある。
	事務局	今回、新しく行動計画を立てる中で、担当課から給付金を支給する事業が新しく増えたと話をもらっているので、第3次行動計画の中に加えるようにしていますが、さらに充実した形にしていければと思っています。
	会長	シングルマザーの対策は必要。それでは、次にお願いします。
	事務局	【基本目標IV. 市民と行政の協働による推進体制づくり】 P23～P25 説明
	会長	かなり大きな企業だといろんな施策があると思いますが、小さい事業所はどういう風にしたらいいのか。
	委員	話を聞いてもらえない企業もあるかもしれないし難しい。
	副会長	農業の場合は、大規模経営をされているところは家族経営協定を結んである。経営主が例えば息子だと、その妻や両親に給料を払う形で結んでいくんですが、そういう風に小さな個人経営の事業所でもやっていければ少しずつ浸透するかもわかりませんが、今は経営状態が厳しい中でどこでも頑張っていると思うので、そこまで取り組めるかというのは難しい。
	会長	小さな企業体に見合うような契約等があればいいんですが。大きい所のまんまと小さい所に持ってきててもしょうがない気がする。それなりのモデルとして何か発案している所がないでしょうか。

審議経過	委員	会社にも、男女共同参画社会なので、働き方はみんな一緒ですよと啓発していいと思う。実際それが、どこまで会社内で浸透していくかは会社の事情によると思うが、それに乗つかって取り組んでいく会社もあると思う。
	会長	取り組んだ結果、活性化してうまくいく状態になるということですね。
	委員	男女共同参画連絡会議のメンバーは誰か。
	会長	どこに会議があるのか。
	事務局	今も名前は残っているが、以前、男女共同参画の中に連絡会議があり、いろんな団体から代表が入って協議する会議があった。一度も会議は開催されていない。
	副会長	これは嬉野町時代のものではないか。
	会長	次期行動計画からは除いた方がいいのか。ないものは記載しても仕方ない。
	副会長	しないといけないなら、もっとそこを掘り起こしていかなければならない。
	会長	課題のところに「現在は連絡会議は機能していない。今後は開催に努める必要がある。」と書いてあるがどうだろうか。
	事務局	その当時の名簿に上がっていた人たちを再度というのはなかなか厳しいものがあると思いますので、再編成や新たに作るかしてから開催することになると感じています。ただこれが、次年度から内容を充実する事業「B」となっているので、次期行動計画では実施時期については検討させていただく形になると思います。
	委員	簡単にできるものではないので、じっくりやった方がいいと思います。
	事務局	将来的に実現を目指す事業「D」にしたほうがいいかもですね。
	副会長	組織を作っても機能しなかったら何にもならない。
	会長	では、「D」に変更ということでいいですね。
	委員	結局、この会議はないんですか。
	事務局	全然機能していない。過去に於いてあったということです。
	会長	それでは次にいきます。
	事務局	時間が予定の時間を過ぎましたので、あの残りの部分は、2月予定の審議会で検証してよいでしょうか。

会長	それでは、24ページまで済みということになります。
審議経過	
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	市民協働推進課
議題	3. 協議事項 (2) 次期行動計画 第1章（案）について		
内容	第3次嬉野市男女共同参画行動計画の第1章（案）について、事務局から策定案を示し内容を協議する。		
審議経過	事務局	平成30年度から5か年の今後新しく行動計画を作る際の案になります。現在の行動計画の冊子でいくとP2～P7までの文章の部分に当たる案です。この中で、変えた方がいいとか、付け加えた方がいいとかありましたら意見をお願いします。	
	会長	まず、第3次嬉野市男女共同参画行動計画の次の「及び嬉野市DV被害者支援基本計画」という言葉をそのまま残すべきか削除した方がいいのかですが。	
	事務局	第2次では、DV被害者支援基本計画を体系とは別で項目をたてて作成していますが、第3次では、基本目標の中に入れ込んでいるので、わざわざうたうべきなのか、それとも「第3次嬉野市男女共同参画行動計画」としていいのかどうするかということです。	
	会長	体系図の中に独立して入れ込んだから、表題的にはDV被害者支援基本計画という言葉はいらないという考え方ですか。	
	事務局	男女共同参画行動計画の体系図の中にDV被害者支援基本計画もうたいこんでしまえば表題は、「男女共同参画行動計画」でもいいのではないかと思ったので、削除していますが、他市をみたら、体系に入れ込んであってもDV被害者支援基本計画を記載しているところもある。あえて入れてあると思いますが、そこら辺はスタイルになるのか、入れても間違いないのでどうしようかと思っている。	
	委員	入れた方がいいのではないか。	
	副会長	柱として行動計画となっており、それと基本計画はかみ合わないような気がする。行動計画とDV被害者支援基本計画という表現は、片や行動する計画、片や基本計画というのは何かずれがあるような気がする。	
	会長	この1冊の冊子の中に、第2次だと第4章に「嬉野市DV被害者支援基本計画」と入っているのでタイトルとしては必要だった訳ですが、今度も第4章として入れ込めば同じように必要だと思う。	
	事務局	第3次では、第4章とはせず、体系図の中に完全に入れ込んでいる。	

	会長	第4章を取つてしまえば、「嬉野市DV被害者支援基本計画」を入れないようにしないと適合性がない。
	事務局	DV被害者支援基本計画の位置づけとしては、基本目標のIVを基本計画に位置付けますので、第3次行動計画の冊子を作成する際に体系図の中の基本目標IVの部分に追加で「嬉野市DV被害者支援基本計画」と記載します。
	会長	「嬉野市DV被害者支援基本計画」を表題からとるということでよろしいですか。
	委員	すっきりしていいと思う。
	事務局	このまま取るということでよろしいですか。
	会長	はい。次に若年層「等」というのは。
	事務局	若年層だけではなく老人もいますので、「等」は入れさせてください。また、「審議会で」としていますが、「審議会で審議を重ねてまいりました」と審議という言葉が続くので、「審議」ではなく「検討」とか他の言葉がいいのではと考えているところです。
	会長	「検討」でいいんじゃないでしょうか。
	事務局	ここは「検討」にします。次に、基本計画I、IIの女性活躍推進法に基づく市町村推進計画と基本目標IVのDV被害者支援基本計画について、法律に基づき位置付けているので、その旨の説明を入れている部分です。女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を男女共同参画計画と一体のものとして策定する場合は、計画の中に法に基づく推進計画である旨、推進計画に該当する施策、目標等の範囲を明確に記載することになっています。そこで、文面の中に注釈、説明の記載を追加しています。
	会長	どうしましょうか。
	事務局	位置づけの文言は記載しないといけないと決まっていますので入れるということでいいですか。これを入れないと推進計画を作成していないことになりますので入れさせていただきます。若干文言を事務局で変えさせていただく場合があります。基本目標I、IIを推進計画に位置付けていますが、基本目標IIの部分だけに集約した形をとる場合もありますので、次回の時にでも説明させていただきます。一応このままでいかせていただきたいと思います。第1章はこれでいいでしょうか。
	全員	はい。
	会長	それでは次の協議事項をお願いします。
	その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	市民協働推進課
議題	3. 協議事項 (3) 次期行動計画 第2章（案）について		
内容	第3次嬉野市男女共同参画行動計画の第2章（案）について、事務局から策定案を示し内容を協議する。		
審議経過	<p>事務局 「女と男お互いに認め合い支え合う嬉野市を目指して」の「女と男」の文章表現についてです。</p> <p>会長 「女と男」については、このままでいいと思いますが、何が問題ですか。</p> <p>事務局 性の少数派もいらっしゃるので、「女と男」にこだわって一面に出すかどうか迷いました。</p> <p>会長 そのままで大丈夫です。</p> <p>副会長 性別にかかわらず、お互いに認め合い支え合うはどうか。</p> <p>委員 男とか女とかではなく、個性を認め合うとかにしなければいけない時代がきているのではないか。個人の個性をお互い認め合うという表現の方がいいと思う。</p> <p>会長 どういうタイプの人であれ、性がどちらでもないという人はいないので、このままでいいと思う。性的マイノリティの人もどっちつかである。</p> <p>委員 男と女という表現が気になる。個人の個性をお互い認め合うべきではないか。</p> <p>会長 男女共同参画基本法にのっとって計画を立てている訳だから、男や女を取ってしまうと男女共同参画社会自体が崩れてしまう。社会文学的な性別を分けて考える。性別にこだわっているからここが問題になってしまふ。</p> <p>事務局 このまま「女と男」をいかしていいですか。</p> <p>全員 (異議なし)</p> <p>事務局 次に、計画の目標のところが、「社会参画・教育」「労働」「健康・福祉」「推進体制」の4つの柱を立ててこれまでできていきましたが、「労働」の部分を「ワーク・ライフ・バランス」と変えるか、そのまま</p>		

	「労働」でいいかですが、どうですか。
委員	新聞等でも1番注目されている問題なので、「労働」よりも「ワーク・ライフ・バランス」がいいと思う。この場合、日本語訳を入れた方がいい。
事務局	「ワーク・ライフ・バランス」と記載した場合は、注釈を入れたいと思いますが、前のままの「労働」でもいいのか、「ワーク・ライフ・バランス」に変えるのかどちらがいいか検討してほしいと思います。
会長	私は、「ワーク・ライフ・バランス」で注釈入りがいいと思う。
委員	私もいいと思います。
副会長	注釈は下に入るということですね。
事務局	はい。
委員	それより、「ワーク・ライフ・バランス」の後にカッコして入れた方がすぐわかると思います。
会長	ネットや一般的に使われている言葉で注釈を入れたらどうか。「仕事と生活の調和」
委員	なるべく文章の近くに入れた方がいい。
事務局	第2章はこれでいいですか。
副会長	異議なし。
審議経過	
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	市民協働推進課
議題	3. 協議事項 (4) 次期行動計画 第3章(案)について (ワークショップ)	
内容	第3次嬉野市男女共同参画行動計画 第3章 計画の内容Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(案)について、2班に分かれワークショップを行い、修正箇所と修正文を付箋に書き出し協議する。	
審議経過	事務局 ワークショップの手順について説明。 ①役割を決める。(司会者、タイムキーパー、記録係) ②意見を付箋に記入し、どうしたいか話し合う。 ③ホワイトボードに各班の意見を掲示し、取りまとめる。 (ワークショップの結果) ○男性・女性に関わらず → 固定的な性別役割に関わらず ○憲法では男女平等が保障されていますが、性別による →嬉野市男女共同参画を推進する条例では男女平等が推進され ていますが、実社会においてはまだ性別による ○性に対する → 性的な事柄に対する ○社会を目指し、「お互い → 社会の実現に不可欠な、「お互い ○多様な選択ができる社会を目指し、「お互いの人権を尊重し、男女 共同参画社会を目指す意識づくり」に努めます。 →多様な選択ができる社会の実現を目指します。 ○男性の方がより強く残っている →男性の方に固定的意識がより強く残っている ○男性優位が → 男性優位であるが ○基盤となるものであり、男性 → 基盤となるものです。また、男性 ○基本的な認識の中に性的 → 基本的な認識として性的 ○家庭、学校、社会における男女 →家庭、学校、地域社会における男女 ○家庭では、 → 家庭は、 ○役割を担う生活の場です。 → 役割を担う場です。 ○及ぼすと考えられています。 → 及ぼします。 ○パートナーシップで生涯 → パートナーシップのもとに生涯 ○役割を持つものです。 → 役割を担っています。 ○意識やジェンダー意識に → 意識やジェンダー意識等に ○人権を尊重するよう男女平等 → 人権を尊重する男女平等 ○男女共同参画づくり → 男女共同参画社会づくり ○多国籍の人々 → 諸外国の人々 ○国際理解を深め、国際認識を養うこと →国際理解を深め養うこと ○直面している方 → 直面している人	
その他		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課 市民協働推進課
議題	4. その他 (1) 次期行動計画策定スケジュールについて	
内容		資料「嬉野市男女共同参画行動計画（第3次）策定スケジュール（案）」について、事務局説明。
	会長	次回の日程は決まっていますか。
	事務局	資料5と記載している策定スケジュール（案）をご覧ください。次回の審議会は11月になります。11月の審議会の内容は、予定としては引き続き計画の内容を協議していきます。資料は、基本目標I～IIIをお渡ししておりますが、あと残りの基本目標IV～Vを11月審議会までに郵送する予定です。その分を含めたところで、11月の審議会で審議していただきます。また、上野先生に来ていただきますので、全体を通して一緒に検証していく予定です。今、上野先生と日程調整をしていますが、今のところ11月27日は予定がつかれるみたいです。確定ではありませんが、27日（月）に予定をお願いします。
審議経過		
その他		